

25埼玉県立大学外壁防水ほか改修工事

公立大学法人 埼玉県立大学
株式会社 山本理顕設計工場

図面 N.O	タイトル	図面 N.O	タイトル	図面 N.O	タイトル
—	表紙				
—	図面リスト				
本部棟外壁防水改修工事		I_改修-22	本部棟_西面_防水改修枠廻り詳細図-8	II_本会-06	本部棟 会議室1・2 天窓遮光電動ブラインド W方向 断面詳細図
I_特-1	特記仕様書(改修その1)	I_改修-23	本部棟_西面_防水改修枠廻り詳細図-9	II_本会-07	本部棟 大会議室 サッシ面 電動たくし上げカーテン 配置図
I_特-2	特記仕様書(改修その2)	I_改修-24	講堂_南(北)面_防水改修位置_立面図	II_本会-08	本部棟 大会議室 サッシ面 電動たくし上げカーテン 製品割付図
I_A-1	案内図・配置図	I_改修-25	講堂_南(北)面_防水改修枠廻り詳細図-1	II_本会-09	本部棟 大会議室 サッシ面 電動たくし上げカーテン 製品図
I_A-2	1階平面図及び改修概要図	I_改修-26	講堂_南(北)面_防水改修枠廻り詳細図-2	II_本会-10	本部棟 大会議室 ADW113サッシ面 電動たくし上げカーテン 断面詳細図
I_A-3	2階平面図及び改修概要図	I_改修-27	講堂_南(北)面_防水改修枠廻り詳細図-3	II_本会-11	本部棟 大会議室 ADW113aサッシ面 電動たくし上げカーテン 断面詳細図
I_A-4	3階平面図及び改修概要図	I_改修-28	講堂_南(北)面_防水改修枠廻り詳細図-4	II_本会-12	本部棟 大会議室 ADW114サッシ面 電動たくし上げカーテン 断面詳細図
I_A-5	4階平面図及び改修概要図	I_改修-29	講堂_南(北)面_防水改修枠廻り詳細図-5	研究室扉	
I_A-6	R階平面図及び改修概要図	I_改修-30	講堂_南(北)面_防水改修枠廻り詳細図-6	II_扉_概要01	1階平面図及び1階 研究室扉改修概要図
I_A-7	本部棟 立面図1	I_改修-31	講堂_南(北)面_防水改修枠廻り詳細図-7	II_扉_概要02	2階平面図及び2階 研究室扉改修概要図
I_A-8	本部棟 立面図2	I_改修-32	講堂_南(北)面_防水改修枠廻り詳細図-8	II_扉_概要03	3階平面図及び3階 研究室扉改修概要図
I_A-9	本部棟 断面図1	I_改修-33	講堂_南(北)面_防水改修枠廻り詳細図-9	II_扉_概要04	4階平面図及び4階 研究室扉改修概要図
I_A-10	本部棟 断面図2			II_扉_01	教育研修センター棟 2階_建具キープラン
I_A-11	本部棟 1階仮設足場図			II_扉_02	北棟 3階A_建具キープラン
I_A-12	本部棟 2階仮設足場図			II_扉_03	北棟 3階B・教育研修センター棟 3階_建具キープラン
I_A-13	本部棟 3階・4階平面図・屋根伏図 仮設足場図	建築内装改修工事(その1)		II_扉_04	北棟 4階A_建具キープラン
I_A-14	本部棟 仮設足場立面図	II_共通_特記-01	特記仕様書(改修その1)	II_扉_05	北棟 4階B・教育研修センター棟 4階_建具キープラン
I_A-15	本部棟 2階・3階撤去復旧図	II_共通_概要-01	案内図・配置図	II_扉_06	南棟 3階A_建具キープラン
I_A-16	本部棟東面・講堂2階 撤去復旧図	II_共通_概要-02	1階平面図及び1階改修概要図	II_扉_07	南棟 3階B_建具キープラン
I_改修-1	本部棟_東面_防水改修位置_立面図	II_共通_概要-03	2階平面図及び2階改修概要図	II_扉_08	南棟 4階A_建具キープラン
I_改修-2	本部棟_東面_防水改修位置_立面詳細図-1	II_共通_概要-04	3階平面図及び3階改修概要図	II_扉_09	南棟 4階B_建具キープラン
I_改修-3	本部棟_東面_防水改修位置_立面詳細図-2	II_共通_概要-05	4階平面図及び4階改修概要図	II_扉_10	建具姿図
I_改修-4	本部棟_東面_防水改修位置_立面詳細図-3	II_共通_概要-06	R階平面図及びR階改修概要図	II_扉_11	枠廻り詳細図
I_改修-5	本部棟_東面_防水改修枠廻り詳細図-1	II_共通_概要-07	本部棟 立面図1		
I_改修-6	本部棟_東面_防水改修枠廻り詳細図-2	II_共通_概要-08	本部棟 立面図2		
I_改修-7	本部棟_東面_防水改修枠廻り詳細図-3	II_共通_概要-09	本部棟 立面図3		
I_改修-8	本部棟_東面_防水改修枠廻り詳細図-4	II_共通_概要-10	本部棟 立面図4		
I_改修-9	本部棟_東面_防水改修枠廻り詳細図-5	II_共通_概要-11	本部棟 断面図1		
I_改修-10	本部棟_東面_防水改修枠廻り詳細図-6	II_共通_概要-12	本部棟 断面図2		
I_改修-11	本部棟_西面_防水改修位置_立面図	本部棟 会議室			
I_改修-12	本部棟_西面_防水改修位置_立面詳細図-1	II_本会_リスト-01	本部棟 大会議室・会議室1・2 天井面天窓遮光電動ブラインド`サッシ面電動遮光ロールスクリーン リスト・更新概要書		
I_改修-13	本部棟_西面_防水改修位置_立面詳細図-2	II_本会_リスト-02	本部棟 大会議室・会議室1・2 制御盤 交換部品リスト		
I_改修-14	本部棟_西面_防水改修位置_立面詳細図-3	II_本会_リスト-03	本部棟 大会議室、会議室1・2 制御盤 系統図		
I_改修-15	本部棟_西面_防水改修枠廻り詳細図-1	II_本会_仮設-01	本部棟 大会議室・会議室1・2 天井面 天窓遮光電動ブラインド`仮設足場図(参考図)		
I_改修-16	本部棟_西面_防水改修枠廻り詳細図-2	II_本会_仮設-02	本部棟 大会議室 サッシ面 電動たくし上げカーテン 仮設足場図(参考図)		
I_改修-17	本部棟_西面_防水改修枠廻り詳細図-3	II_本会-01	本部棟 大会議室・会議室1・2 天井面 天窓遮光電動ブラインド`配置図(1)		
I_改修-18	本部棟_西面_防水改修枠廻り詳細図-4	II_本会-02	本部棟 大会議室・会議室1・2 天井面 天窓遮光電動ブラインド`配置図(2)		
I_改修-19	本部棟_西面_防水改修枠廻り詳細図-5	II_本会-03	本部棟 大会議室・会議室1・2 天井面 天窓遮光電動ブラインド`伏せ図		
I_改修-20	本部棟_西面_防水改修枠廻り詳細図-6	II_本会-04	本部棟 大会議室 天窓遮光電動ブラインド`断面詳細図		
I_改修-21	本部棟_西面_防水改修枠廻り詳細図-7	II_本会-05	本部棟 会議室1・2 天窓遮光電動ブラインド`L方向 断面詳細図		

工 事 名

2 5 埼玉県立大学外壁防水ほか改修工事

I 工事概要

1 工事場所

越谷市 三野第20番地

用途地域：無指定

防火地域：無指定

地域地区等：なし

2 敷地面積

102.265.37㎡

3 工事種目
(建物概要)

改修工事

区分	種 別	面 積	延床	延床
北棟、教育研修センター棟	SFG FG S造	4階建て	8,899.50㎡	18,890.55㎡
南棟、学生会館棟	SFG FG S造	4階建て	10,192.26㎡	17,846.18㎡
共通施設棟	SFG FG S造	2階建て	3,166.05㎡	3,184.84㎡
本部棟	SFG FG S造	4階建て	6,078.44㎡	7,293.02㎡
図書館棟	SFG FG S造	2階建て	2,783.56㎡	2,904.17㎡
体育館棟	SFG FG S造	2階建て	2,242.34㎡	2,921.92㎡

4 工事内容

金属カーテンウォール面防水改修工事（一部ガラス面を含む）
○ 本部棟、東面、西面金属カーテンウォール防水改修
○ 講堂、北面、南面金属カーテンウォール防水改修
1）上記、金属（一部ガラス）カーテンウォール面のバル目地間のシーリング打替（再充填）及び、アルミ切り板と取付下地フレーム間へのシーリング打ち（充填）を行う。
2）本部棟3階ブリッジ取り合い部床面（一部）に塗膜防水を行う。
上記工事に伴いブリッジ床材（ゴムタイル）の一部撤去、新設、手置き破壊撤去の撤修工整併。
3）金属（一部ガラス）カーテンウォール面の磨きを行うこと。

5 工 期

契約工期	契 約	日から令和08年1月30日まで
共通仮設費率の算定に用いる工期	令和07年6月27日から令和08年1月30日まで	
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	現場施工に着手するまで	
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	現場施工に着手するまで	
現場施工期間	契 約	日から令和08年1月30日まで
	ただし、12 その他に記載の学内立入禁止日、	
	施工時期等による。	

6 工事範囲

※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。

○「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。

ただし、他の工事項目は全て、今回工事範囲とする。

工事項目	改修工事
2 仮設工事	○
3 防水改修工事	○（シーリング）充填・再充填・一部塗膜防水
4 外壁改修工事	
-1 コンクリート 打放し 仕上げ外壁	
-2 モルタル塗り 仕上げ外壁	
-3 タイル張り 仕上げ外壁	
-4 塗り 仕上げ外壁	
-5 外壁用遮断防水塗れ	
5 建具改修工事	
6 内装改修工事	○（屋外用ゴムタイル）
7 塗装改修工事	
8 耐震改修工事	
9 環境配慮改修工事	
10 鉄筋工事	
11 コンクリート 工事	

II 建築改修工事仕様

（1）質問回答書、本特記仕様書（改修）及び図面に記載されていない事項は、すべて「埼玉県建築工事特別共通仕様書」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」建築工事編（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。

なお、新たな版が出版され、当該基準によりかたしい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

（2）改修標準仕様書及び標準仕様書で「特記のみければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。

（3）本特記仕様書の表記

1）項目は、番号○印の付いたものを適用する。

2）特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と※印の付いた場合は、共に適用する。○印と※の場合は、○のみを適用する。

3）特記事項に記載の[（. . .）]内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。

4）特記事項に記載の[（. . .）]内の表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。

5）特記事項に記載の[（. . .）]内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。

6）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載を省略する。また、（. . .）内は製品名を示す。

7）本工種において、「環境物品等の調達に関する基本方針（最新版）」及び「埼玉県グリーン調達（環境配慮製品調達方針（最新版）」による特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等（以下「特定環境物品等」という）を選択するよう努めるものとする。

なお、[G]印は特記図で定めのある品目を示す。

8）注は改修標準仕様書及び標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章 項 目 特 記 事 項

① 適用基準等

※埼玉県建築工事実務要領に記載の要領等（参考図書）
※建築工事監理指針（国土交通省監修）（参考図書）
※建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）建築 令和4年版）
なお、新たな版が出版され、当該基準によりかたしい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

② 条件明示事項

保険の種類
※法定外の労災保険（工事に従事する者（全ての下請人員を含む）の業務上の負傷等を対象とするもの）
※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの）
※請負業者賠償責任保険等
保険の期間 ※工事完成期日後14日を含む期間

③ 工事実績報告書の登録

※行方（請負代金額500万円以上、10日以内で登録） ・行方ない [1.1.4][1.1.8]

④ 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
○風圧力 風速（V₀=34m/s） 地表面粗度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）
○積雪荷重 H₀2.5.31告示第1455号における区域 別表（
・大地震時の非構造部材の変形追随性能を確認する場合の「間隔変形角
・1/200 ・1/150 ・1/120 ・ 図示（
確認箇所（

5 別契約の関連工事

※監督員指定の別契約工事を今回工事全体としてとらえ、主導的に調整する。 [1.1.7]
・監督員指定の別契約工事が行方 全体調整に全面的に協力する。

6 施工に注意を要する区域等

本工事現場は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成 [1.1.12、13]
及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。
・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・史跡・名勝・天然記念物

⑦ 工事の記録

埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成し、監督員に提出する。 [1.2.4][1.6.6]
埼玉県電子納品運用ガイドライン ※適用する（CD-R又はDVD-Rで1部提出）
○適用しない

8 電気保安技術者

適用する [1.3.3][1.3.1]

9 施工条件

施工時間 [1.3.5]
・行政機関の休日に関する法律（第93号）に定める行政機関の休日以外とする。
ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、の限りでない。
・以下の期間を除いた現場所日数の割合が8.9%（8日/28日）以上であること。
年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間
指定期間（
施工時間以外の施工条件
・図示による

10 施工中の安全確保

本工事の受注者を、作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき者（総合安全衛生管理義務者）とする。 [1.3.7]

⑪ 環境保全等

建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。 [1.3.11]

⑫ 発生材の処理等

引渡しを要するもの [1.3.12][1.1.13]
※無し（全て廃材搬出適正処理） ・有り（※図示 ・
注 a）発生材のうち特記により、引き渡しを要するもの又は、指示された場所へ整理のうえ調書を添えて監督員に報告する。
b）産業廃棄物処理許可書及び最終処理受入票の写しを提出する。
c）引き渡しを要しないものは、すべて廃材に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理、監督員に報告する。

⑬ 県産品の使用

受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は [1.4.2]
埼玉県内2本店を有する者の中から選定するように努めるとともに、調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。

14 環境への配慮

建築物内部に使用する材料等は、設計図書で規定する所要の品質及び [1.4.1][1.4.3]
性能を有すると共に、次のa)～d)を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用バル、集成材、単板複合材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に適合した材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤、フタル酸ジエチル及びフタル酸ジエチルヘキシル等を含む、揮発性の可塑剤を除く（が添加されていない材料を使用する。）
④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。

⑮ 材料の品質等

※本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上 [1.4.2]
のものを使用する。ただし、製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
※材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が確認されたことを示す書面を提出し、監督員の承諾を受ける。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
③ 安定した供給が可能であること
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等取得していること
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥ 販売、保守等の産業体制が整えられていること
※製材等、フローリング又は再生木調板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁 H8.2.15）に準拠した証明書を監督員に提出する。 [1.6.2][1.3.3]

⑯ 技能士

工事種別	適用技能士	
仮設工事	○とび作業	
防水改修工事	○アクリル防水工事作業 ○アクリル系塗膜防水工事作業 ○塩化ビニル防水工事作業 ○シタック防水工事作業 ○改質アクリルシート工法防水工事作業 ○左官作業 ○左官作業 ○建築塗装作業 ○ビル用サッシ施工作業 ○自動ドア施工作業 ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ○木質系床仕上げ工事作業 ○ポット仕上げ工事作業 ○吹付け硬質ウレタン断熱工事作業 ○壁紙作業 ○塗装改修工事 ○耐震改修工事 ○その他	○タタカ系塗膜防水工事作業 ○合成ゴム系防水工事作業 ○セメント系防水工事作業 ○FRP防水工事作業 ○内外装板金作業 ○タイル張り作業 ○樹脂接着剤注入工事作業 ○ガラス工事作業 ○建築フィルム作業 ○カーペット系床仕上げ作業 ○鋼製下地工事作業 ○タイル張り作業 ○保温保冷工事作業 ○建築塗装作業 ○型枠工事作業 ○とび作業 ○構造物鉄工作業

17 化学物質の濃度測定

対象化学物質	判定基準	備考
ホルムアルデヒド	100μg/m ³ （0.06ppm）以下	※厚生労働省
トルエン	280μg/m ³ （0.07ppm）以下	が定める指針
キシレン	200μg/m ³ （0.05ppm）以下	値・量単位の
エチルベンゼン	3,800μg/m ³ （0.88ppm）以下	換算は2.5℃
スチレン	220μg/m ³ （0.05ppm）以下	
ナジジクロロベンゼン	240μg/m ³ （0.04ppm）以下	

測定方法
採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。
①検体の採取方法 ※吸引方式 アクティブ法（又は拡散方式 パッシブ法）
・吸引方式 アクティブ法 ・拡散方式 パッシブ法
②アクティブ法
ホルムアルデヒドは、ジニ・ロフェニルヒドラン誘導体固相吸着・溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法（以下HPLC）により行う。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びナジジクロロベンゼンは、固相吸着・溶媒抽出法、固相吸着・加熱脱着法、容解採取法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ・質量分析法（以下GC/MS）により行う。
③パッシブ法
ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、HPLC又はガスクロマトグラフ法（以下GC）あるいはAHMT（一吸光度法のうち採取機器に適した分析試薬による）
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びナジジクロロベンゼンは、パッシブ採取機器により採取しGCまたはGC/MSのうち採取機器に適した分析試薬による。
測定対象室 ・監督員の指定する室（室） ・図示
測定箇所数 ※（ ） ・図示
測定時期 ※工事着手前及び完了後
報告書 ※2部

18 中間検査

中間検査 ※行方（埼玉県建設工事検査要綱第4条） ・行方ない [1.7.2][1.5.1]
中間検査実施回数（ ） 実施段階（ ） 監督員の指示による
中間検査成績判定 ※対象外 ・対象（埼玉県建築工事成績判定要領第2）

⑰ 完成図等

[1.8.1～3][1.6.1～3]

監督員の指示により 埼玉県建築工事監督要綱表第1に示す種類を提出する
完成図等の種類及び記入内容
※完成（竣工）図（※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの）
※施工図（※構造躯体 ・ ） ※施工計画書（総合、工種別とも）
作成方法及び原図のサイズ
完成（竣工）図 ※A1二つ折り製本1部 ・
施工図 ※A1二つ折り製本1部 ○ファイル等
施工計画書 ※ファイル等
安全に関する資料 ※1部 ・部（通常取扱いに注意を要するもの使用方法を解説する）
完成写真（埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成する）
埼玉県電子納品運用ガイドライン ※適用する（CD-R又はDVD-Rで1部提出） ○適用しない
撮影者 ※監督員の承諾する撮影者 ・
撮影箇所 ※外部（ ）内部（ ）
着工時と完成時の状況を比較できるように撮影する
・埼玉県建築工事写真作成要領別表4
写真の大きさ ※カラーキヤノン版 ・カラー全紙・A1
写真帳の大きさ ※監督員の指示による ・
外部全景完成写真及びカラースライドの提出時期 ・
図面情報電子化媒体 ※CD-R又はDVD-R 1部
OJデータの形式 ※SFR（sfr） ・Df（JWW
（埼玉県建築工事図面情報電子化協会の協賛による。OJデータのバージョンは監督員と協議する。）
施設のOJデータ ・更新して提出 ・更新しない

20 保証書

防水工事 ※屋上防水 ・外壁防水 ・金属屋根 ・金属屋根下地防水 [1.6.4]
建物引渡し日から10年間、受注者、施工者、材料メーカーの3者連名とし2部提出する。
上記以外 ・1部提出

⑱ その他

・予備材料 ※監督員の指示による ・
・下請契約 ※全体及び県内に分け、契約数及び契約金額の総括性を提出する。

2 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策

② 足場等

③ 既存部分の養生

4 仮設間仕切り

⑤ 監督員事務所

⑥ 現場表示板

⑦ 工事用水

⑧ 工事用電力

⑨ 工事用搬入路

10 仮囲い

11 交通誘導員

12 快適・イレ

・ 防音バネル ・ 防音シート
防音バネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ※図示 ・ [2.1.3]
[2.2.1][表2.2.1]
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の2）手すり据置方式又は3）手すり先行専用足場方式により行う。
外部足場 ○設置する（設置範囲 ・図示 ・ ） ・設置しない
防音シート ○設置する（設置範囲 ・図示 ・ ） ・設置しない
内部足場 ・設置する（※組立、足場板等 ・ ） ・設置しない
材料、撤去材等の運搬設備
種別：A種 ○B種 ・C種 ○D種 ○E種
C種：利用可能なエレベーター（ ・図示 ・ ）
D種：利用可能な階段（ ○図示 ・ ）
塗膜剥離止用器具の使用は、「塗膜剥離止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（厚生労働省 H0.6.22）による。
○フルメッシュ型塗膜剥離止用器具を用いる。
[2.3.1]
既存部分 養生の方法（※ビニルシート、合板等 ・ ）
既存家具、既存設備等 養生の方法（※ビニルシート等 ・ ）
既存プラインド、カーテン等 養生の方法（ ・ビニルシート等 ・ ）
・ 保管場所（ ・図示 ・ ）
固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・図示 ・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・図示 ・ [2.3.2][表2.3.1]
仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填材
・A種	・木	・セッコボード（9.5mm） 種類（ ）	・無し ・片面	※有り
・B種	・軽量鉄骨	・合板（9.0mm） 材種（ ）		

※C種 単管 防炎シート
充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）
仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

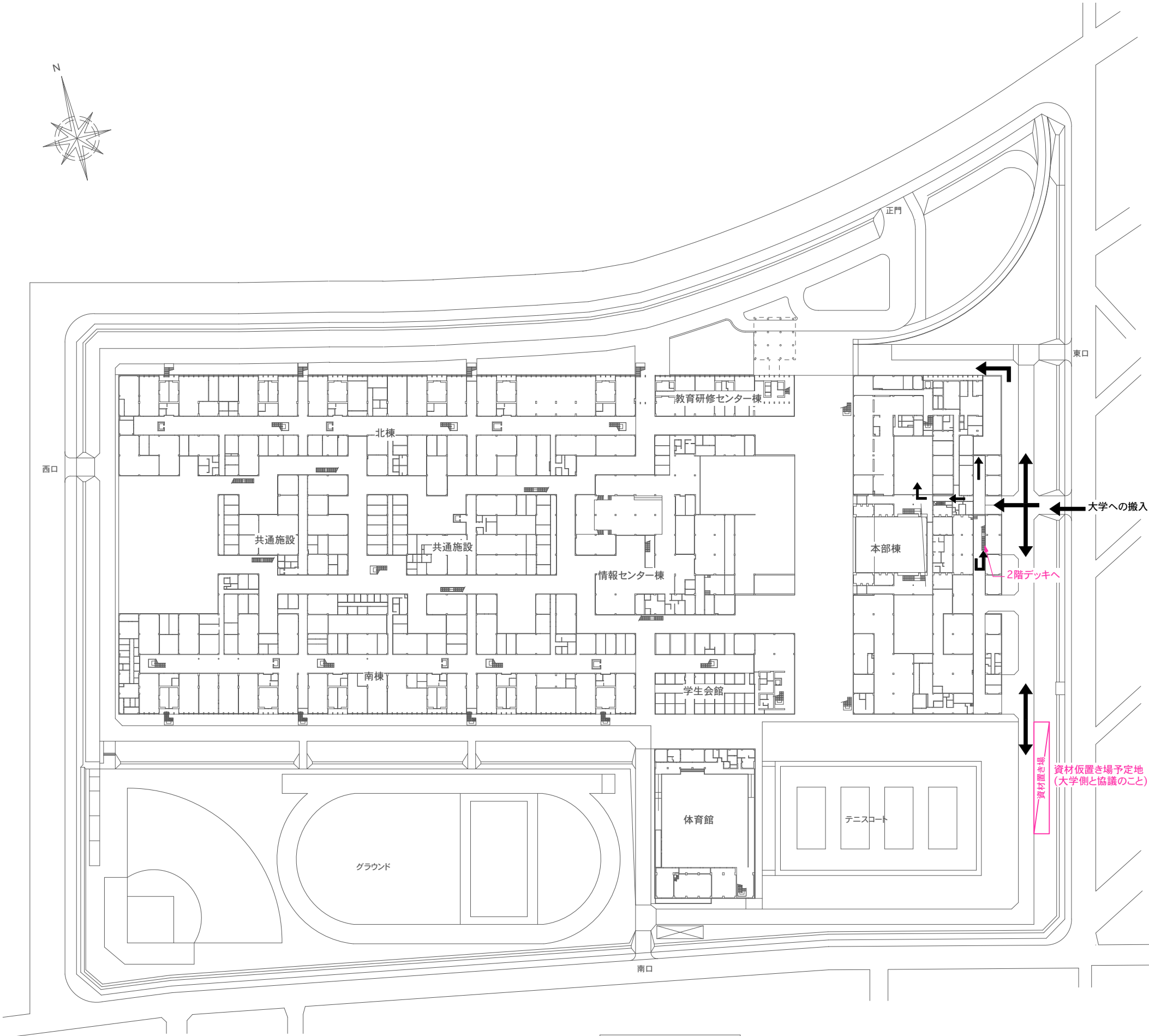
材質	仕上げ	塗装	設置箇所	充填材
※木製	※合板張り程度	・無し ・片面	※図示 ・ かし	・有り ・無し

充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）
[2.4.1]
規模 ・ 既存建物内の一部を使用
・構内新設
※設置しない、下記備品のみ用意する）
備品（2名分相当）
・机 ・椅子 ・書棚 ・黒板 ・掛時計 ・寒暖計 ・長靴 ○雨合羽
○保護服 ・懐中電灯 ○塗膜剥離止用器具 ○車手 ・衣類ロッカー
・冷暖房機器 ・消火器 ・湯沸器 ・茶器 ・掃除用具 ・電話機
・FAX ・電子メール通信機器 ・スキャナー ・プリンター
※設置する（ [1.1.12]による表示 ・要○不要） ・設置しない [2.4.1][1.1.12]
構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償）
構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる（別途施設調整を行うこと）
※図示 ・
※設置位置等は監督員の指示による ・図示
必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。
配置箇所 ※監督員の指示による ・図示
仕様 ※図示 ・

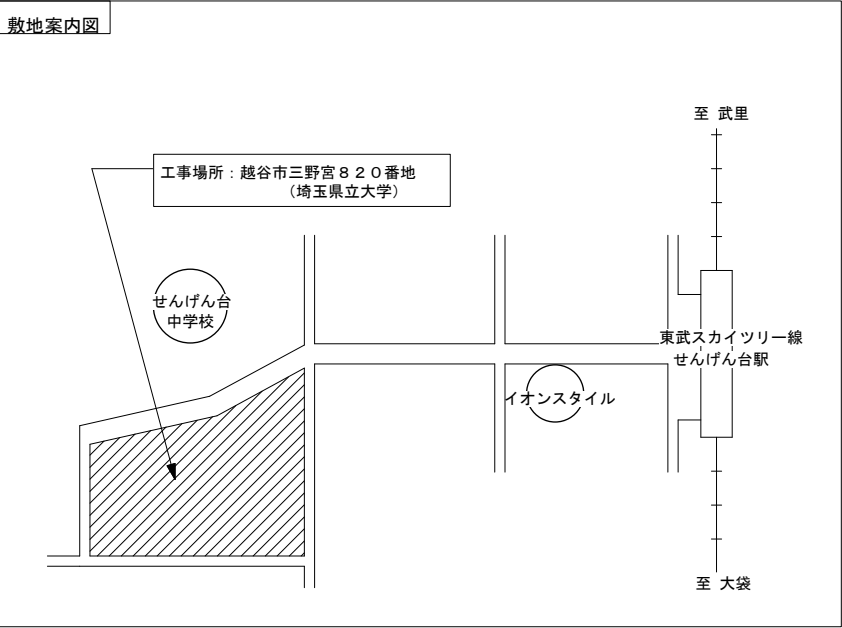
局 長 副局長 調整幹 担当部長 担当課長 担当

日付 2025.2.20 工事名 2 5 埼玉県立大学外壁防水ほか改修工事

改訂 F5.1（Ver. F4-3） 図面名称 特記仕様書（改修その1）



配置図 S=1/800



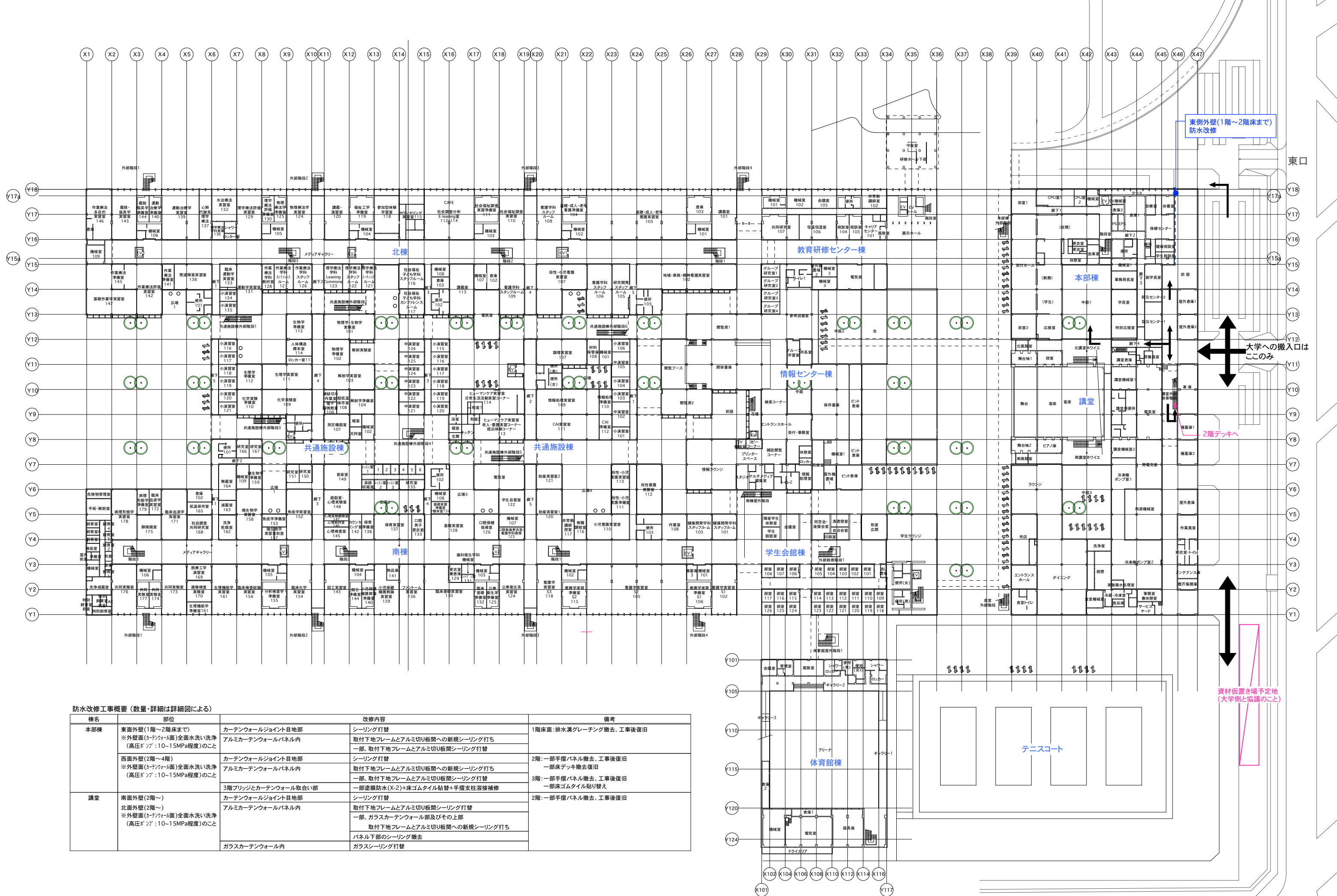
<凡例>

← 搬入路及び搬入経路を示す

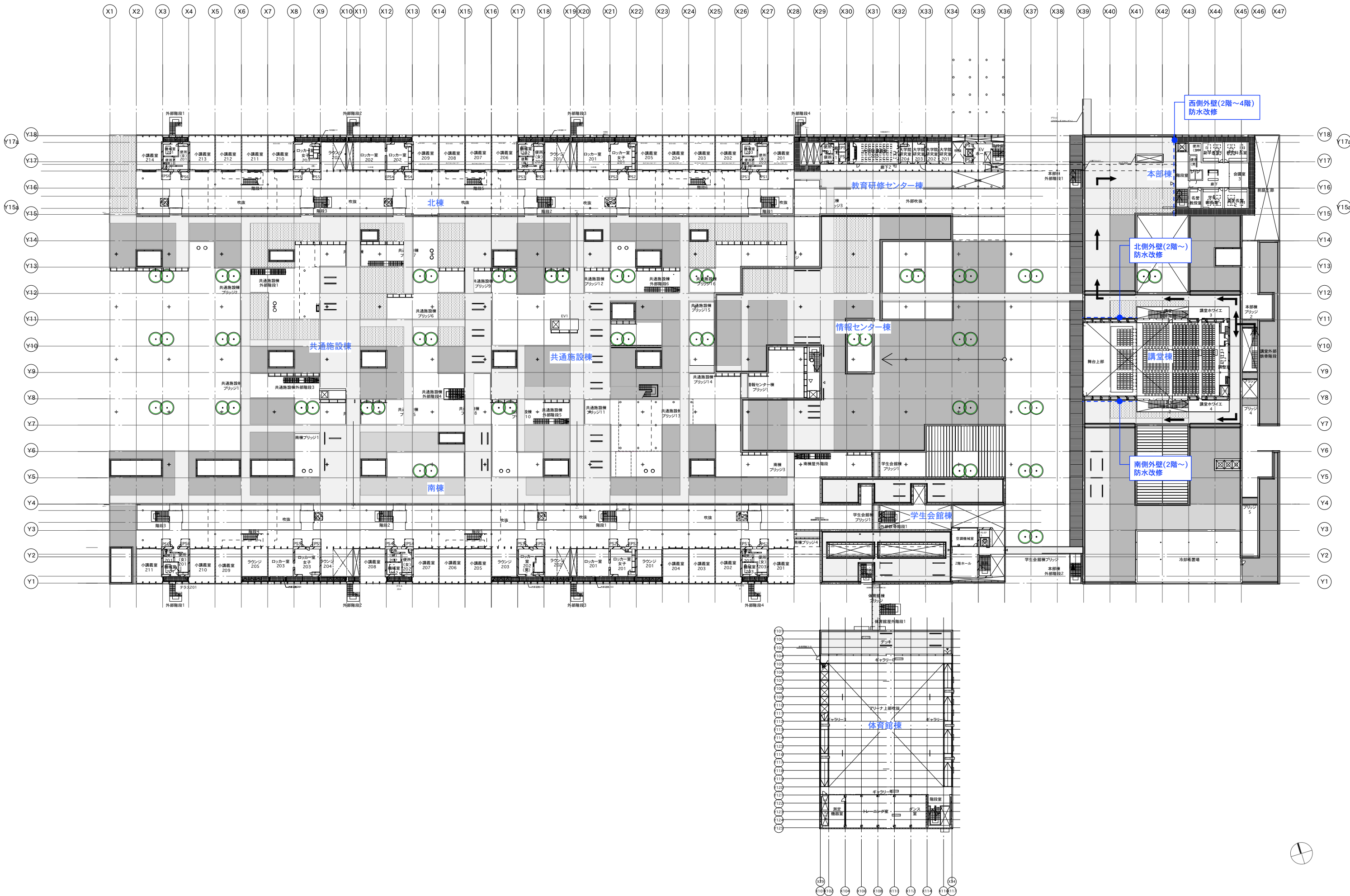
- 搬入路には必要に応じ交通警備員を配置すること。
- 各工事部分に直接資材等を搬入する場合は大学側と協議すること。

<仮設計画注意事項>

- 工事車両の進入に際しては大学側と十分に協議をし出入り口を決定すること。
- 工事車両は事前に入出りする台数、駐車位置等を施設管理者に随時確認し決定すること。
- 仮設の設置等により敷地内の舗装面に穴あけ等の破損が生じた場合、現況復旧すること。
- 必要に応じて交通誘導員を配置し、施設利用者の安全対策を十分に行うこと。
- 仮設計画の図中の寸法は参考数値とし、工事段階で発生が予想される誤差を考慮すること。
- 工事車両用駐車スペースについては大学と協議すること。



防水改修工事概要（数量・詳細は詳細図による）				
棟名	部位	改修内容		備考
本部棟	東面外壁（1階～2階床まで） ※外壁面（カーテンウォール面）全面水洗い洗浄 （高圧ホース：10～15MPa程度）のこと	カーテンウォールジョイント目地部	シーリング打替	1階床面：排水溝グレーチング撤去、工事後復旧
		アルミカーテンウォールパネル内	取付下地フレームとアルミ切り板間への新規シーリング打ち 一部、取付下地フレームとアルミ切り板間シーリング打替	
		カーテンウォールジョイント目地部	シーリング打替	2階：一部手摺パネル撤去、工事後復旧 一部床デッキ撤去復旧
		アルミカーテンウォールパネル内	取付下地フレームとアルミ切り板間への新規シーリング打ち 一部、取付下地フレームとアルミ切り板間シーリング打替 一部塗膜防水（X-2）+床ゴムタイル貼替+手摺支柱溶接補修	
講堂	南面外壁（2階～） 北面外壁（2階～） ※外壁面（カーテンウォール面）全面水洗い洗浄 （高圧ホース：10～15MPa程度）のこと	カーテンウォールジョイント目地部	シーリング打替	2階：一部手摺パネル撤去、工事後復旧
		アルミカーテンウォールパネル内	取付下地フレームとアルミ切り板間シーリング打替 一部、ガラスカーテンウォール部及びその上部 取付下地フレームとアルミ切り板間への新規シーリング打ち	
			パネル下部のシーリング撤去	
		ガラスカーテンウォール内	ガラスシーリング打替	

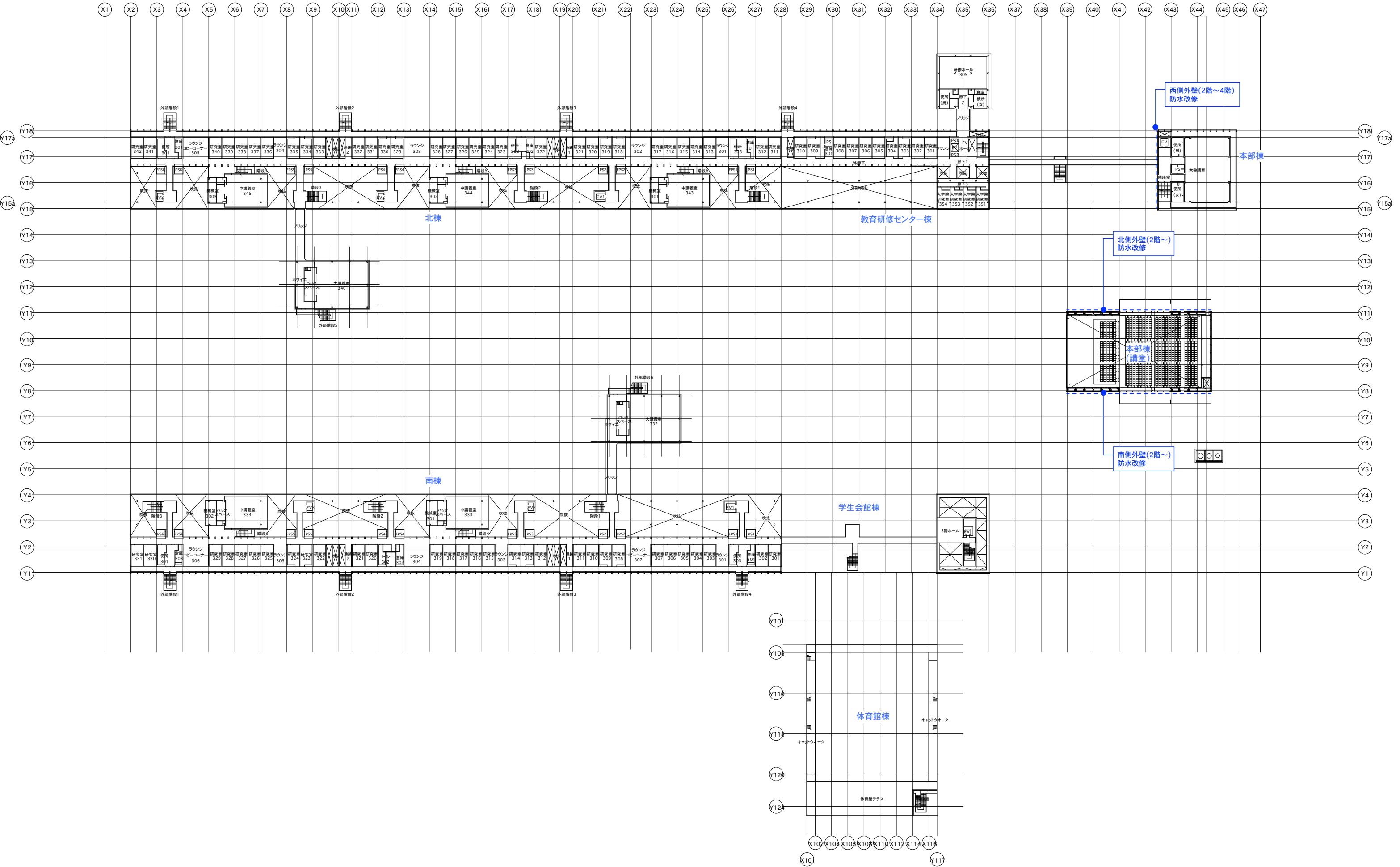


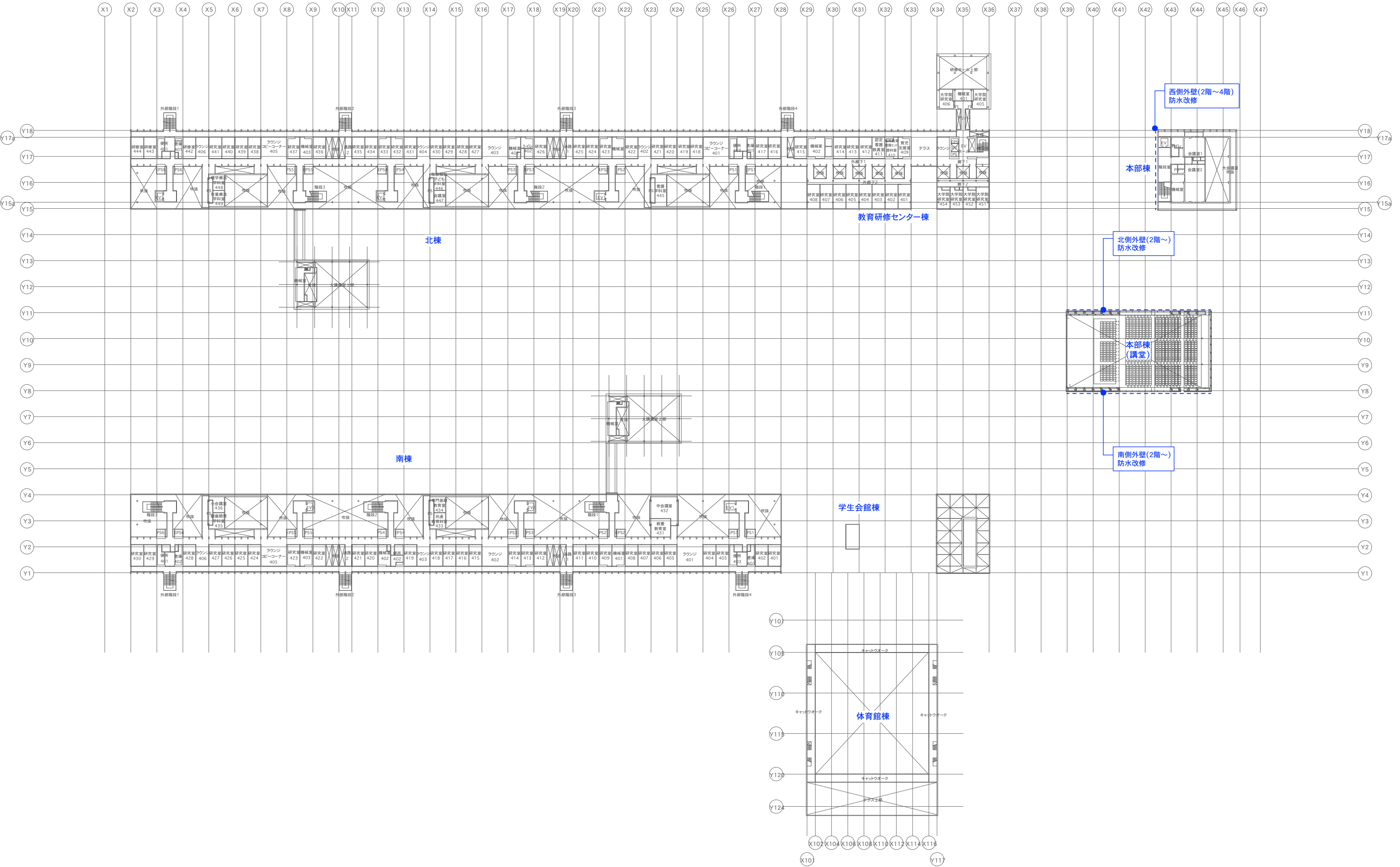
公立大学法人
埼玉県立大学

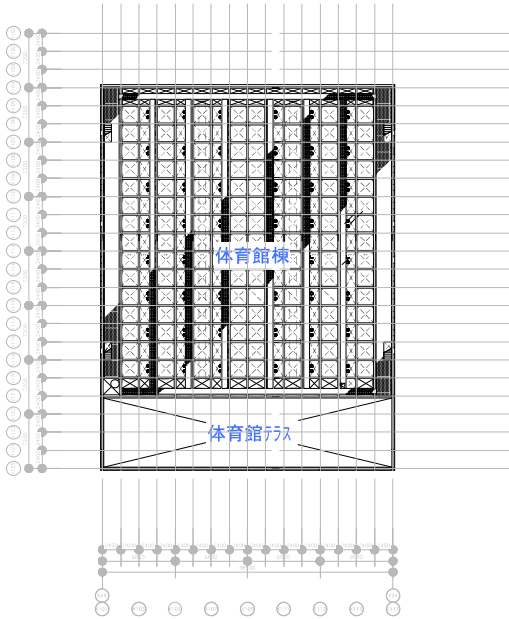
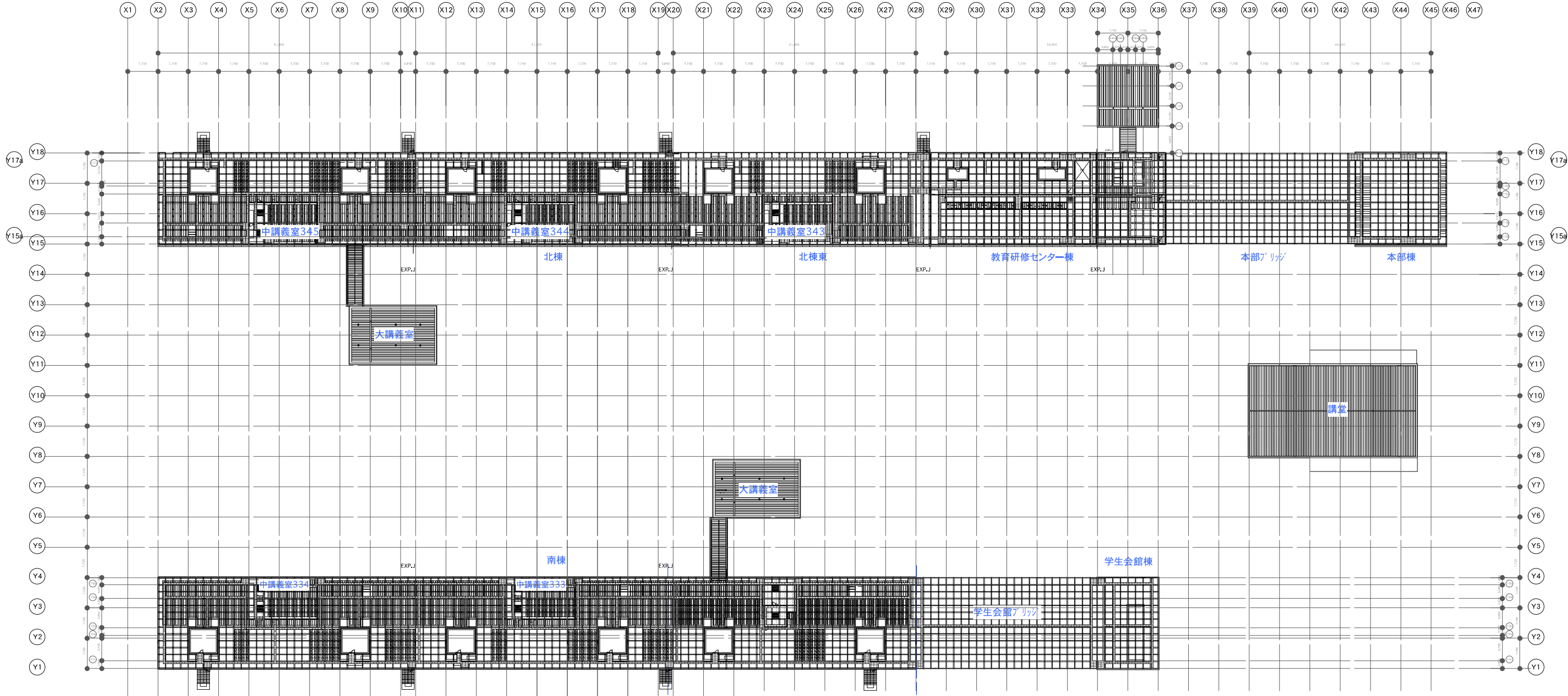
局長	副局長	部長	課長	担当

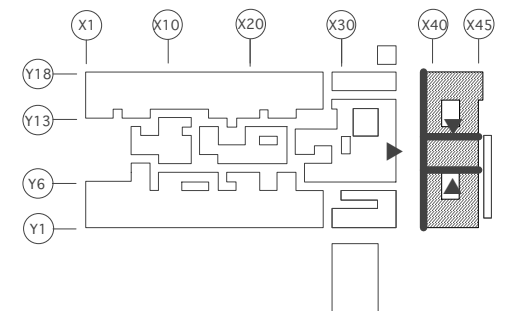
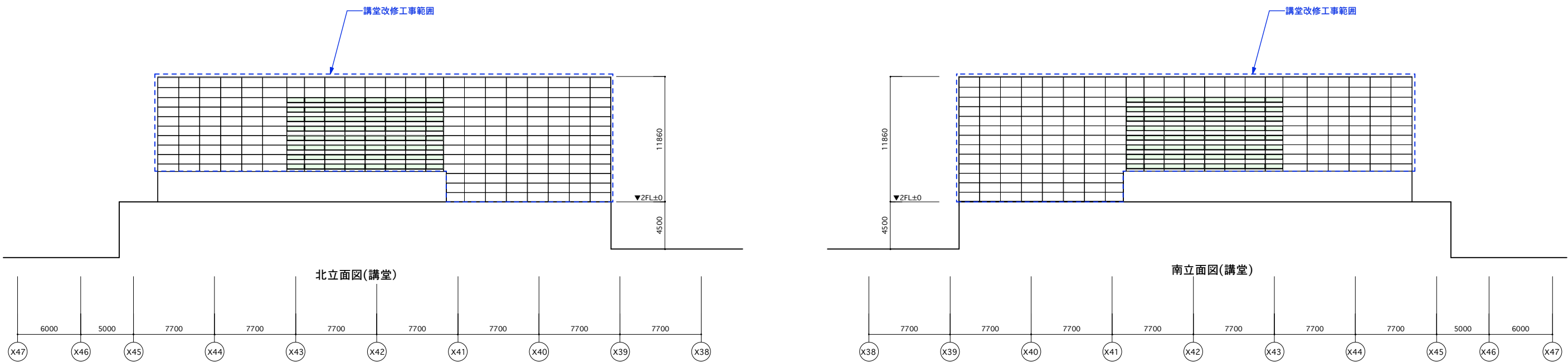
project title	25埼玉県立大学外壁防水ほか改修工事		
check		memo	
株式会社 山本理顕設計工場 〒221-0843 横浜市神奈川区根ヶ丘37-1 PHONE 045-548-8400 一級建築士事務所 神奈川県知事登録 第8975号 一級建築士 山本理顕 大臣登録 第129567号			

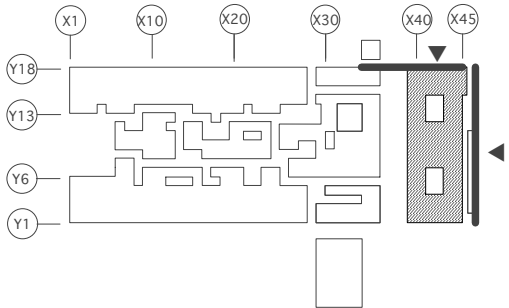
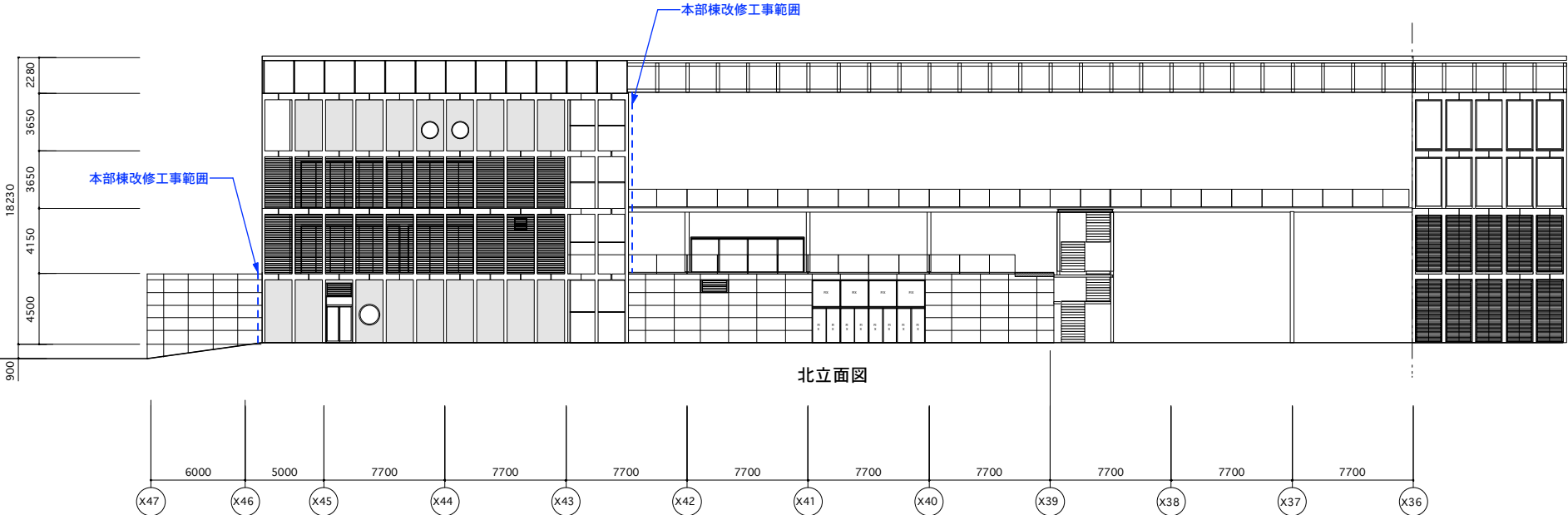
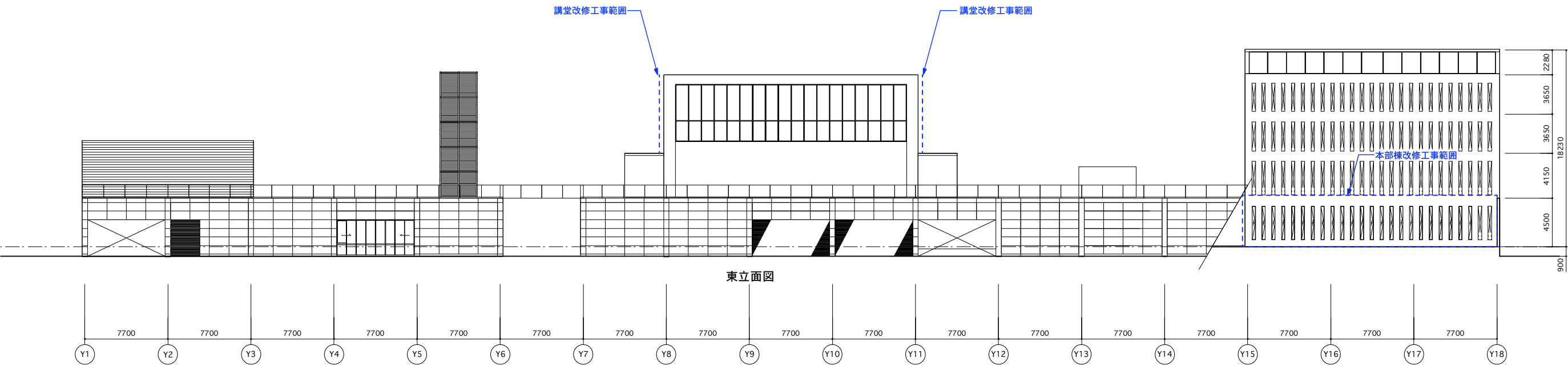
title	2階平面図及び改修概要図		
scale	A1:1/500 A3:1/1000	date	2025.02.20
no	LA-3		

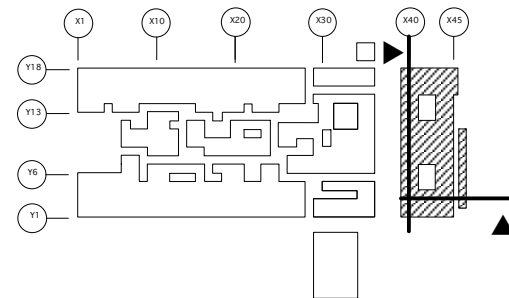
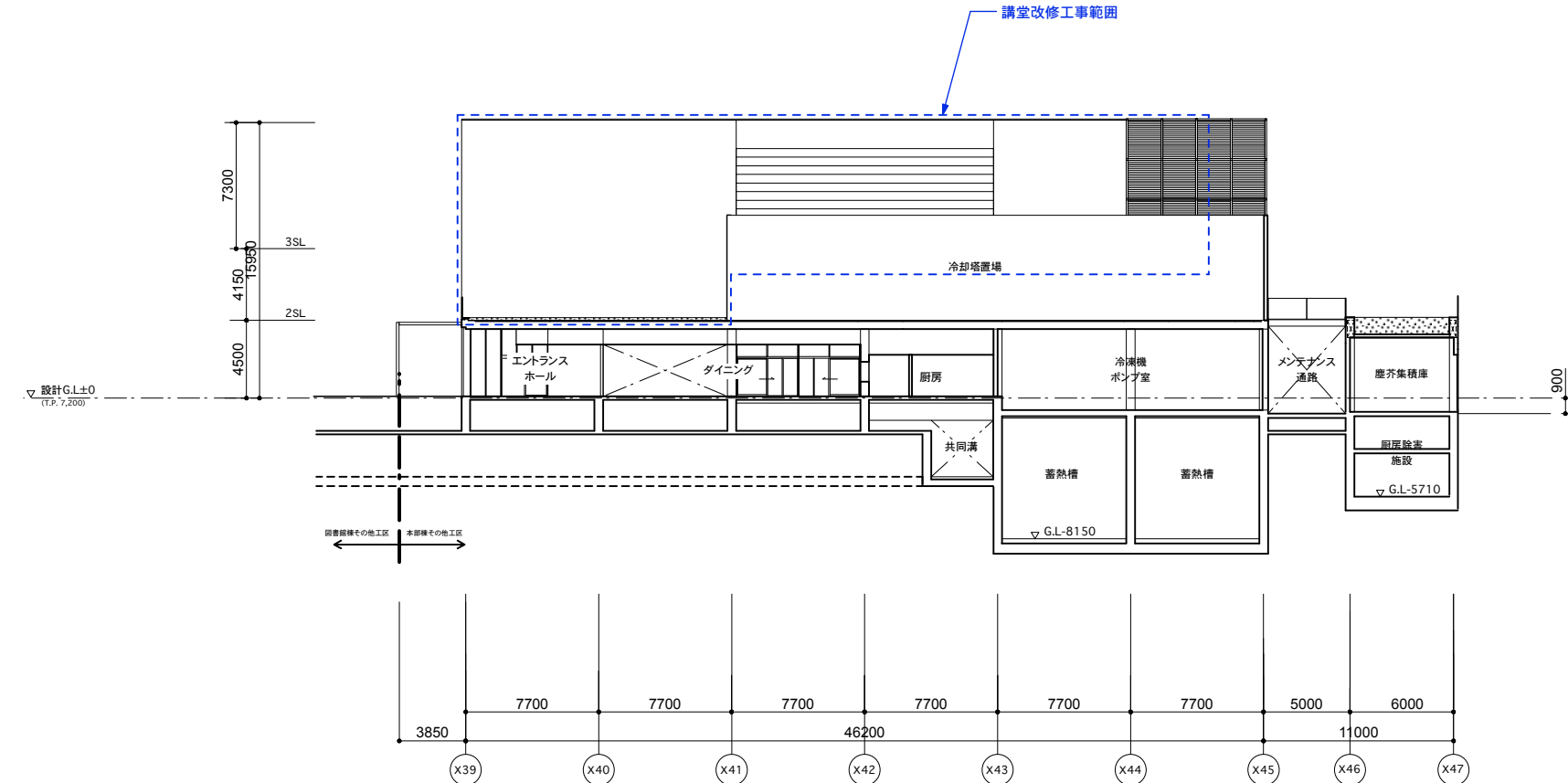
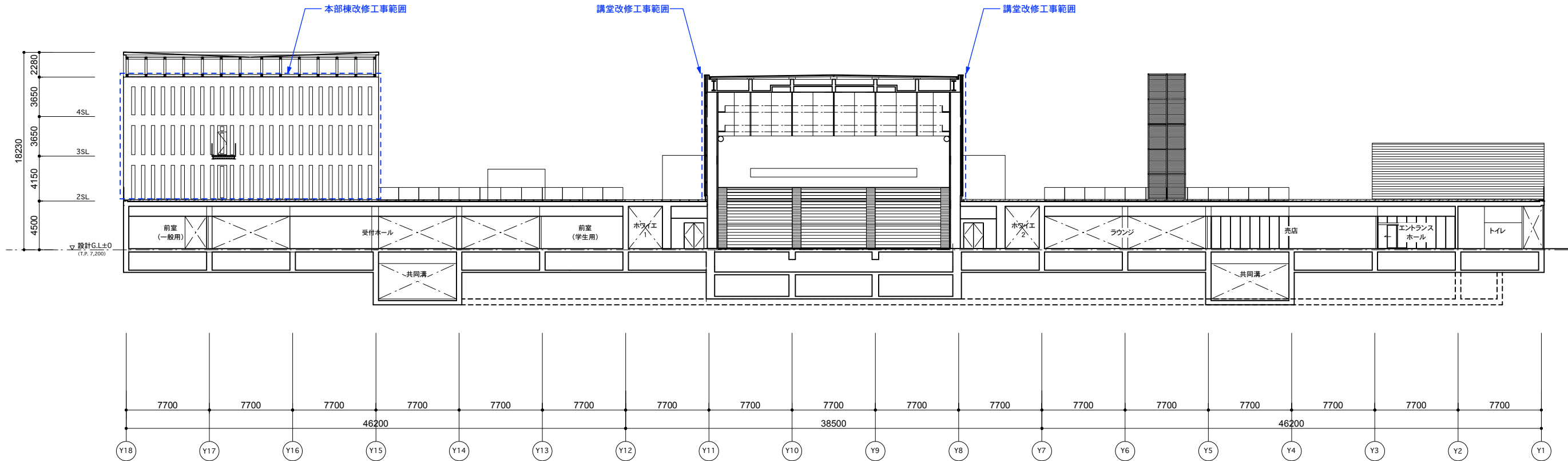


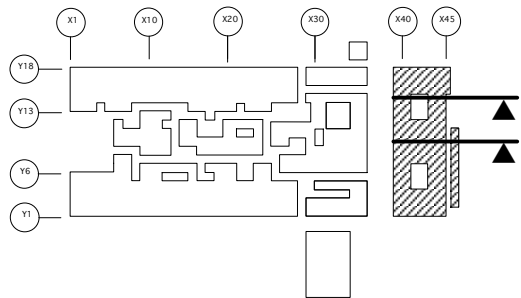
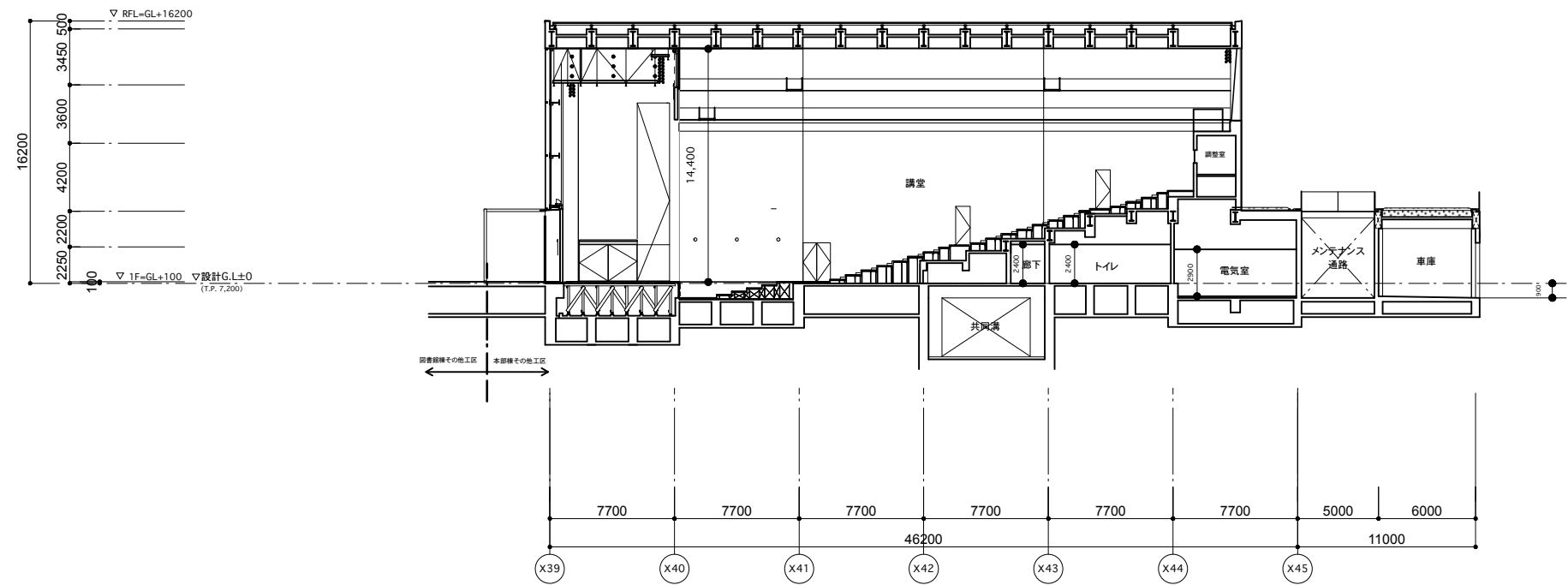
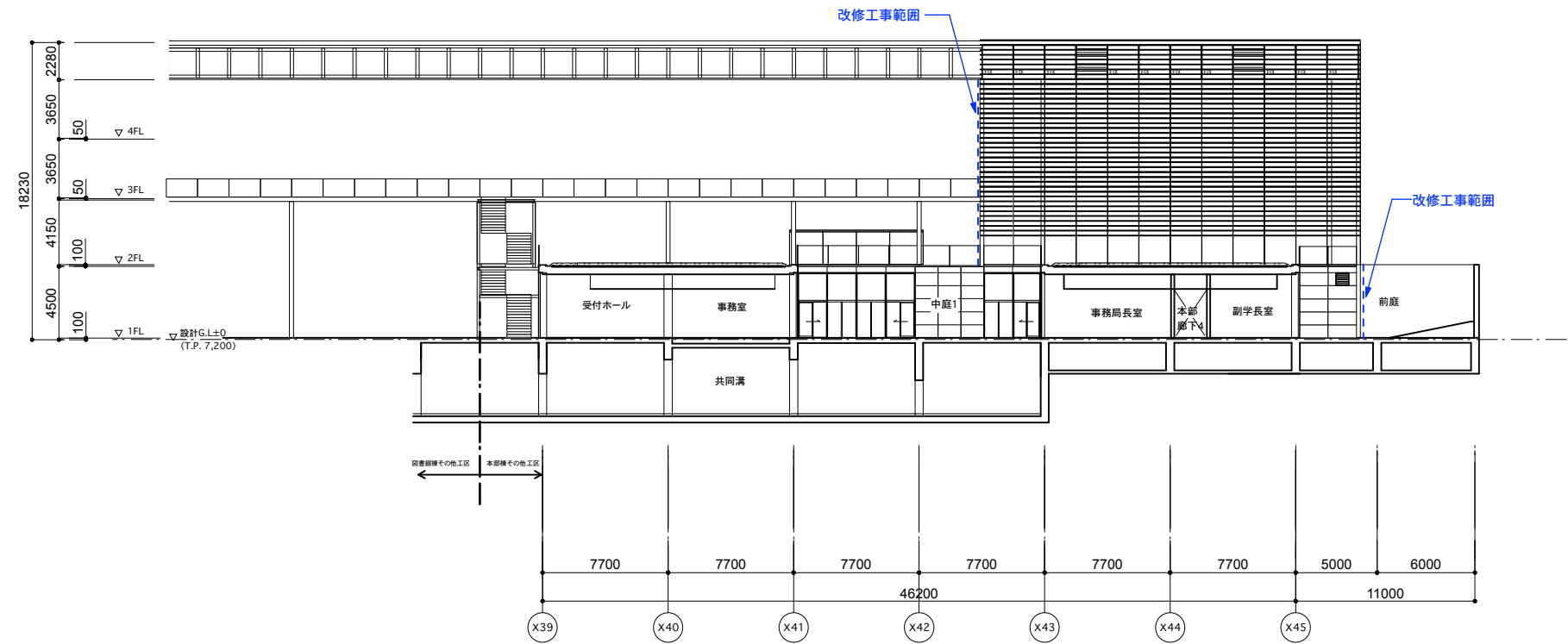


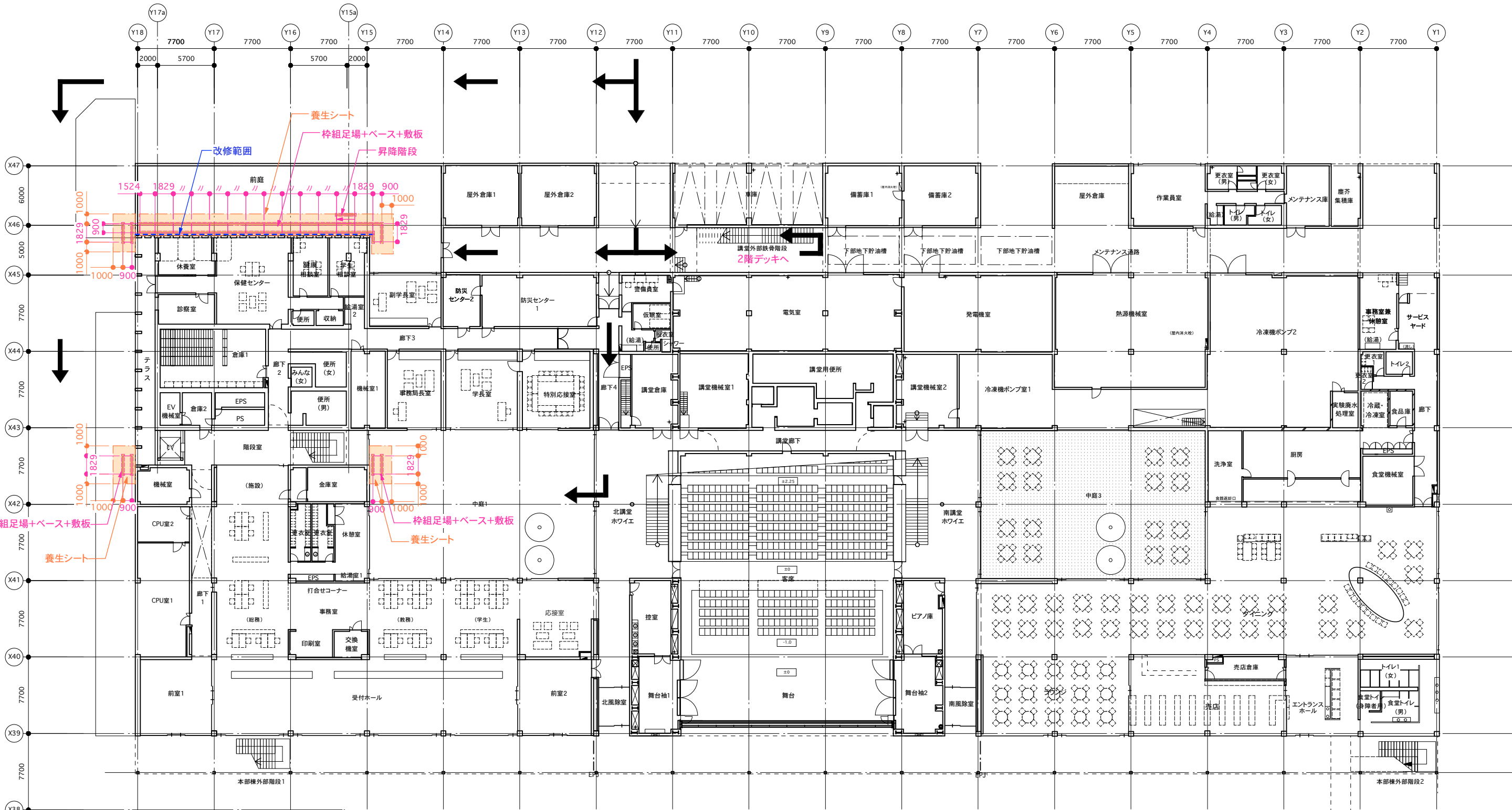












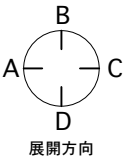
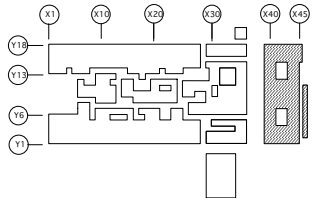
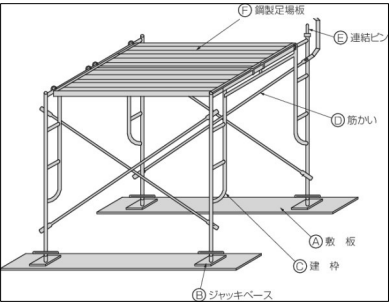
凡例

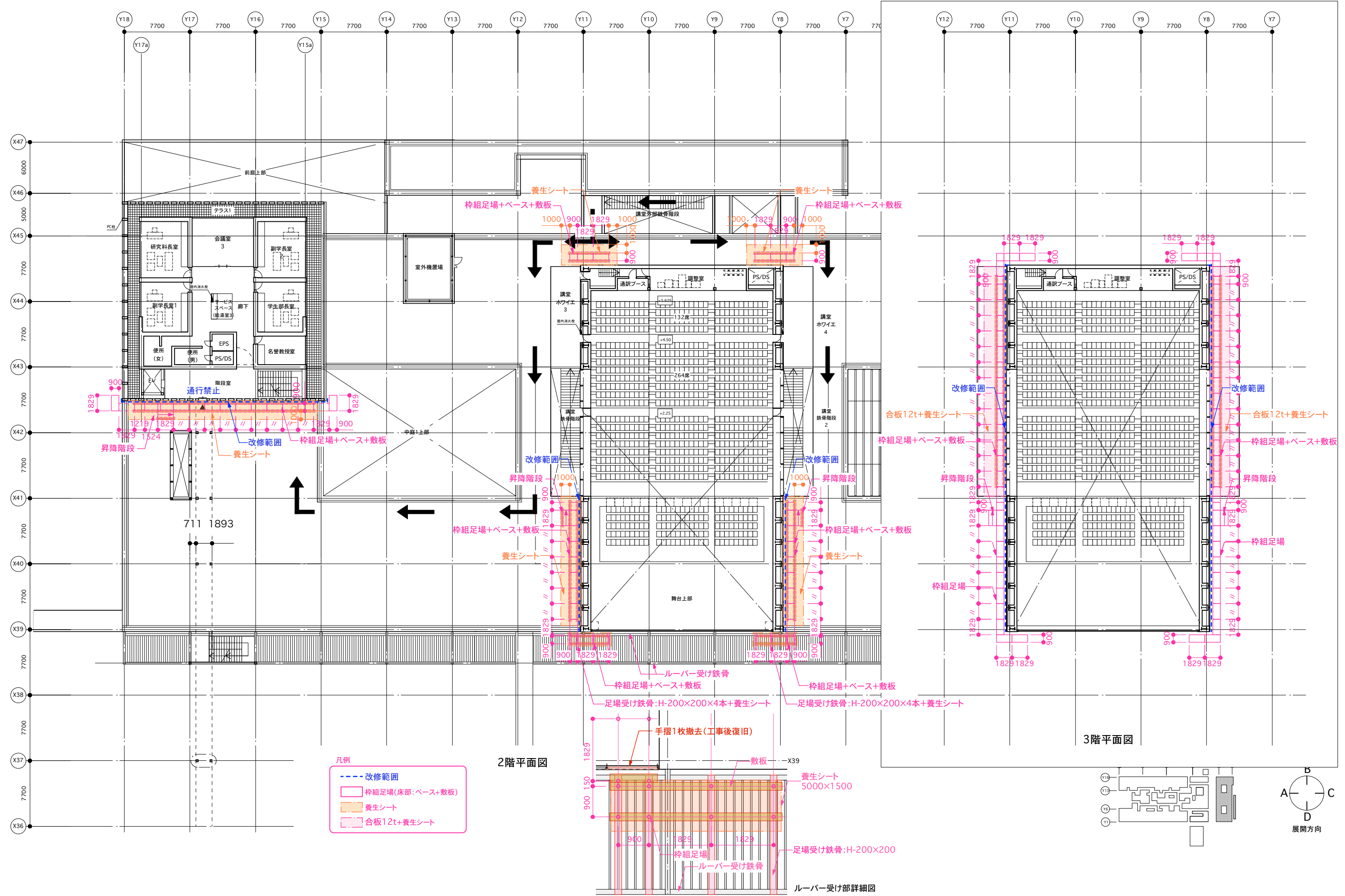
----- 改修範囲

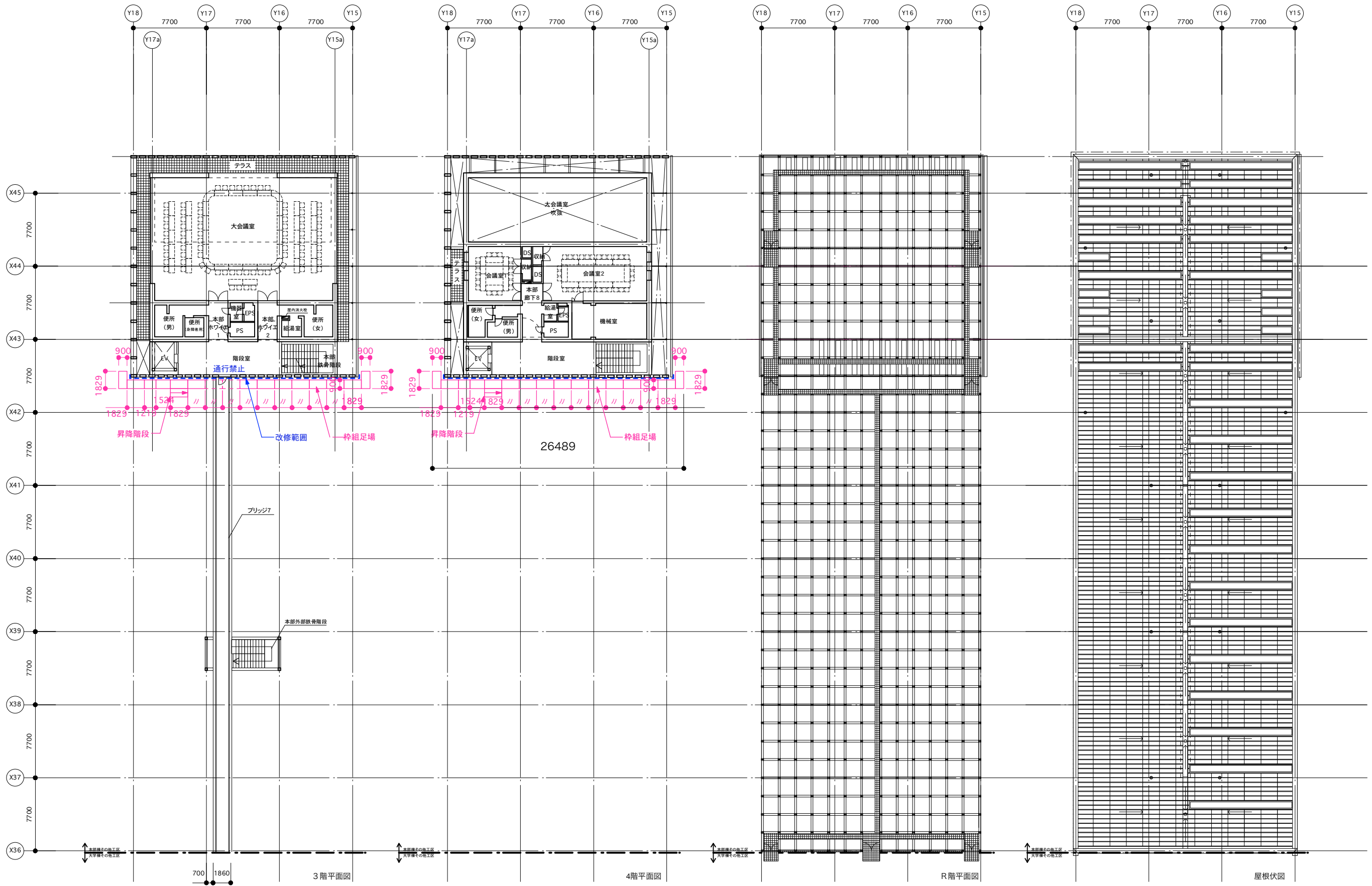
■ 桢組足場(床部: ベース+敷板)

■ 養生シート

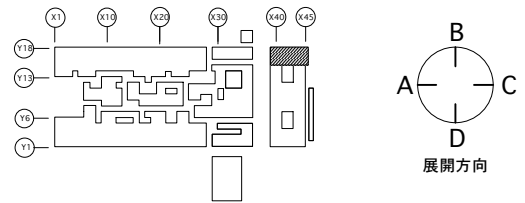
仮設概要			
場所	範囲	仮設足場概要	備考
本部棟東面	1階～2階床面まで	桢組足場+ベース+敷板+養生シート	・1階床排水溝グレーチング撤去、工事後復旧
	2階床～屋根鉄骨下端面まで	桢組足場+ベース+敷板+養生シート	・2階床デッキ材一部撤去、工事後復旧
本部棟西面	2階床～屋根鉄骨下端面まで	桢組足場+ベース+敷板+養生シート	・2階手摺パネル(w1800×H1200)2枚撤去、工事後復旧
			・3階ブリッジ手摺パネル(w1800×H1200)2枚撤去、工事後復旧
講堂南面	2階床～バラベツ上まで	桢組足場+ベース+敷板+養生シート	・3階ブリッジ床材一部撤去、塗膜防水(X-2工法)施工、樹脂モルタルにてレベル調整後、新規床材に貼り替え
			・同上、3階ブリッジ手摺支柱足元モルタル削り後、手摺支柱溶接補修の上、床復旧
講堂北面	2階床～バラベツ上まで	桢組足場+ベース+敷板+養生シート	・2階手摺パネル(w1500×H1200)1枚撤去、工事後復旧







凡例
----- 改修範囲
□ 桢組足場(床部: ベース+敷板)



公立大学法人
埼玉県立大学

局長	副局長	部長	課長	担当

project title 2 5 埼玉県立大学外壁防水ほか改修工事

check memo

株式会社 山本理顕設計工場 〒221-0843 横浜市神奈川区松ヶ丘37-1 PHONE 045-226-2460 FAX 045-226-2462 一級建築士事務所 神奈川県知事登録 第8975号

title 本部棟 3階・4階平面図・屋根伏図 仮設足場図

scale A1: 1/200 A3: 1/400 date 2025. 02. 20 no 1_A-13

一級建築士 山本理顕 大田登録 第129567号

